



荒川区立 汐入小学校 PTA規約

**Rules & Regulations of PTA
in the SHIOIRI Primary School**



- 保存版 -



目次

- 規約 -

第1章 名称

第1条 P 4

第2章 目的

第2条 P 4

第3条 P 4

第3章 方針

第4条 P 5

第5条 P 5

第4章 会員

第6条 P 5

第5章 会計

第7条 P 6

第8条 P 6

第9条 P 6

第6章 役員

第10条 P 6

第11条 P 7

第12条 P 7

第13条 P 7

第14条 P 7

第15条 P 7

第7章 会計監査委員

第16条 P 8

第17条 P 8

第8章 役員・会計監査委員の選出

第18条 P 8

第19条 P 8

第9章 顧問・参与

第20条 P 8

第21条 P 8

第10章 集会

第22条 P 9

第11章 総会

第23条 P 10

第24条 P 10

第12章 実行委員会

第25条 P 10

第26条 P 10

第13章 役員会

第27条 P 11

第28条 P 11

第14章 常任委員会

第29条 P 11

第30条 P 12

第15章 臨時委員会

第31条 P 12

第16章 改訂

第32条 P 13

第33条 P 13

第34条 P 13

- 細則 -

第1章 慶弔規程

第1条 P 14

第2条 P 14

第3条 P 14

第4条 P 14

第2章 役員規程

第5条 P 14

第6条 P 14

第7条 P 14

規 約

RULES & REGULATIONS

第1章 名 称

第1条 この会は荒川区立汐入小学校PTAと称し、事務所を同校におく。

第2章 目 的

第2条 この会は会員である保護者と教職員が協力し、家庭・学校・地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるための次の活動をする。

1. 保護者と教職員が子どもの教育上の諸問題について学習しあい、よりよい保護者、よりよい教師となるように努力する。
2. 子ども達の校外生活における多くの危険や悪影響から守るとともに、積極的に遊びや集団活動の指導をする。
3. 学校教育を正しく理解し、その教育活動に協力する。
4. 会員相互の親睦ならびに教養につとめる。



第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする社会教育団体である。

第5条 本会の活動は次の方針をふまえて行う。

1. 学校教育を建設的に支援し、児童の教育や福祉に協力する。
2. 自主独立のものであって、特定の政党や宗教にかたよることなく他団体の干渉も受けない。
3. 営利を目的とするような事業を行わない。



第4章 会員

第6条 この会の会員は次の通りとする。

1. 正会員・・・・・・・・本校児童の保護者またはこれに代る者、
および校長、副校長、教職員
2. 特別会員・・・・・・・・顧問、参与およびこの会の主旨に賛同する者

第5章 会 計

- 第7条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第8条 この会の正会員は、会費を児童1人につき年額三千円とする。会費の納入は5月、ゆうちょ銀行より一括引き落としとする。但し1世帯に3名以上の児童が在籍する場合は、2名分の会費を上限とする。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。



第6章 役 員

- 第10条 この会は次の役員を置く。
1. 会 長 1名（保護者）
 2. 副会長 3名以上（保護者、教職員より選出）
 3. 書 記 3名以上（保護者、教職員より選出）
 4. 会 計 4名以上（保護者、教職員より選出）
- 会員総意のもとで増減することもある。
役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

(第6章：役員)

第11条 会長は次の職務を行う。

1. 会を代表し、会務を総括する。
2. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会を召集し、会議の議長を務める。
3. 役員会で協議の上、各委員長を委嘱する。

第12条 副会長は次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
2. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会における会議の司会を務める。

第13条 書記は次の職務を行う。

1. 総会、実行委員会、役員会、常任委員会および臨時委員会の議事録を作成し、会長、学校長および会員への通知、および文書保管をする。
2. その他一般庶務を務める。

第14条 会計は次の職務を行う。

1. 本会のすべての金銭の収支を正確に記帳する。
2. 総会において会計監査を経た決算報告をする。
3. 本会における執行部で決議決定された内容の出入金のすべてを担う。

第15条 学校長はこの会全般に関与し、すべての会に出席することができる。



第7章 会計監査委員

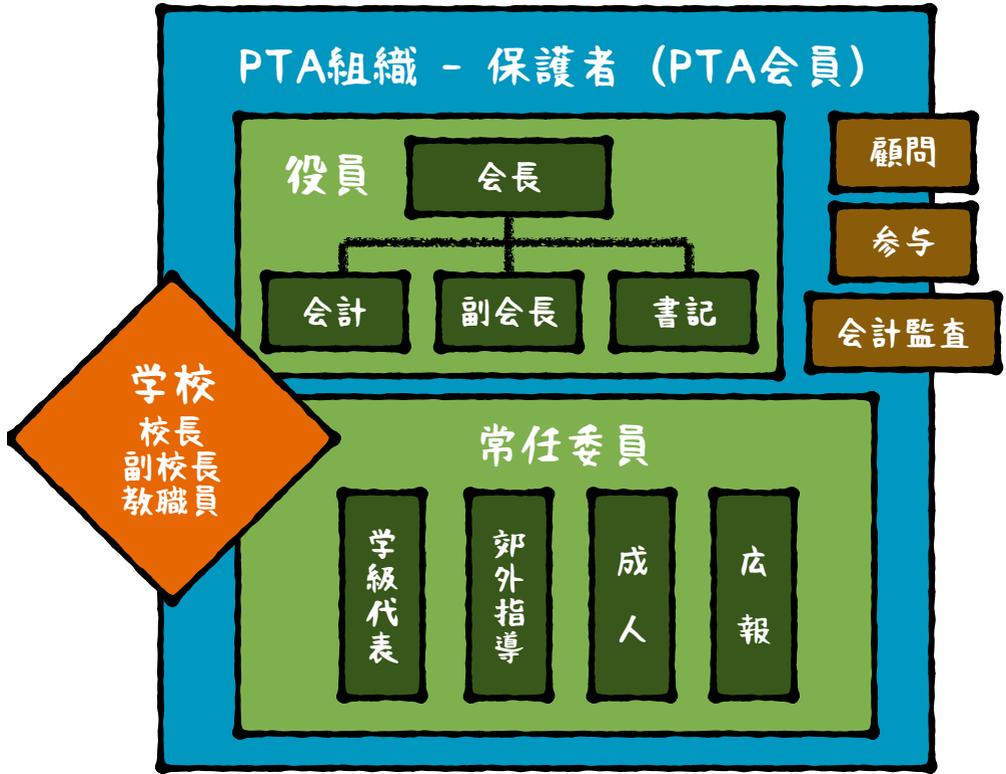
- 第16条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。
任期は1年とする。但し再選を妨げない。
- 第17条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 役員・会計監査委員の選出

- 第18条 役員の選出は次の如くする。
1. 次の委員よりなる役員候補者指名委員会をつくる。
 - ① 学級代表又はこれに代る者より選出する。
 - ② 教職員の中から互選により2名までを選出できる。
 - ③ 実行委員の中から互選により3名までを選出できる。
 2. 役員候補者指名委員会は、2月末日までに役員の候補者を選出する。
 3. 選出された役員候補者については、本人の同意を得なければならない。
 4. 指名委員会は各々の候補者をあげ三月総会3日以前に公示する。
 5. 役員は三月総会において承認を得る。
- 第19条 会計監査委員は、三月総会において、会長の任命によって選出される。

第9章 顧問・参与

- 第20条 この会に、顧問および参与を置くことができる。
顧問は本会を退職した会長経験者とする。
参与は本会を退職した役員経験者とする。
- 第21条 顧問・参与は本会の諮問に応ずる。



第10章 集会

第22条 この会の会議は次の如くである。

1. 総会 (第11章)
2. 実行委員会 (第12章)
3. 役員会 (第13章)
4. 常任委員会 (第14章)
5. 臨時委員会 (第15章)

第11章 総会

第23条 総会は、この会の最高決議機関である。

第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 総会は、全会員の3分の1以上の出席によって成立する。
なお委任状をもって出席にかえることができる。
決議は出席の過半数の同意を必要とする。
2. 定期総会は毎年2回開くことを原則とする。
 - ① 四月総会 ・前年度の決算承認
・新年度の年度計画および予算の審議
 - ② 三月総会 ・会計監査委員の選出
・顧問、参与の承認
・新役員の承認
3. 臨時総会は次の場合に開く。
 - ① 会長および実行委員会が必要と認めた場合
 - ② 会員の3分の1以上の要求があった場合



第12章 実行委員会

第25条 実行委員会の組織は、役員、各正副委員長、各学級代表をもって構成する。

第26条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。
2. 総会に提出する議案を審議決定する。

第13章 役員会

第27条 役員会の組織は、役員をもって構成する。

第28条 役員会の任務は次の通りとする。

1. 総会および実行委員会において決議された事項を処理する。
2. 総会および実行委員会に提出する議案を作成する。
3. 本会活動内容の企画および立案する。
4. 各委員会によって立案された事業計画を審議決定する。
5. 臨時委員会を必要に応じて発足できる。
臨時委員会とは、役員会の企画立案決議によりこの会の会員をもって構成され、その任務が終了した時に解散する。



第14章 常任委員会

第29条 常任委員会の組織は次の通りとする。

1. 学級代表委員会・校外指導委員会・成人委員会・広報委員会をもって構成する。
2. 各委員会の委員は、学級ごとに4名選出し、各委員会に1名ずつ所属する。会長はこれを委嘱する。
3. 各委員会の正副委員長は、互選により委員長1名、副委員長2名を選出し、会長はこれを委嘱する。
4. 各委員長は、各委員会を招集し会議の議長を務める。
5. 各副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。

(第14章：常任委員会)

第30条 常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 学級代表委員会

各学年、各学級での児童の生活を研究し、各学年各学級での活動を通してPTA活動を推進する。また学級代表は各学級担任と緊密なる連絡をはかり、学級会の運営にあたる。

2. 校外指導委員会

児童の校外生活指導につとめる。

3. 成人委員会

会員の教養を高めるとともに児童教育の理解につとめ学校教育に協力する。また会員の親睦と健康推進につとめる。

4. 広報委員会

この会の会員に対し学校教育活動の状況およびPTA活動の現状を知らせ、相互の理解を増進することにつとめる。



第15章 臨時委員会

第31条 臨時委員会の組織は次の通りとする。

1. 臨時委員会は役員会の企画立案決議により発足し、会員である保護者と教職員をもって構成する。
2. 臨時委員会はその任務が終了した時に解散し、委員の任期は単年度内とする。

第16章 改正

第32条 この規約を変更する場合には、総会において出席者の過半数の賛成を要する。

第33条 この規約に関する施行上必要なる細則は、実行委員会の協議により定める。

第34条 この規約は、平成14年4月1日より実施する。

細 則

DETAIL OF RULES

第1章 慶弔規程

- 第1条 会員／在学児／顧問死亡の場合 : 香典五千円
※ 上記対象外（1親等など）の死亡に関しては対象外とする。
※ 地域の方等の死亡に関しては役員会の決定のものとする。
- 第2条 教職員の結婚／出産の場合 : 結婚／出産祝い五千円
- 第3条 教職員の転退職の場合 : 以下該当額相当の記念品
■ 会 員・・・五千円
■ 非会員・・・三千円
- 第4条 全対象として病気療養時の場合の見舞金は、なしとする。

第2章 役員規定

- 第5条 人事異動
役員内の人事異動は会長の決定のもとに行う
- 第6条 役員選出
新役員は毎年書記2名以上、会計2名以上を指名委員会にて選出する
- 第7条 役員任期
1. 同役職の任期は3年までとする
 2. 役員の任期は2年が望ましい

P T Aのしおり



荒川区立汐入小学校P T A

目 次

ようこそ汐入PTAへ・・・・・・・・・・	3
ご来校に際してのお願い・・・・・・・・	4－5
PTA会費について・・・・・・・・・・	6
PTA総合補償保険について・・・・・・・・	6
PTA集会・・・・・・・・・・・・・・・・	7
年間行事予定・・・・・・・・・・	8－9
各学年ごとのPTA活動・・・・・・・・	10－11
役員の紹介・・・・・・・・・・	12－13
常任委員の紹介・・・・・・・・・・	14－15
汐入父親の会の紹介・・・・・・・・・・	16



ようこそ汐入小PTAへ



本校PTAでは、全会員の方に在学中、児童1人につき1回は、役員や委員、卒業対策係として、PTA活動への参加をお願いしています。

PTA規約だけでは活動の内容がわかりづらいと思い、このページを作りました。

役員や委員、係決めの際はもとより、PTA活動を深めるためにぜひ活用してください。



ご来校に際してのお願い

保護者会や授業公開日、P T A活動など、来校する際は下記の事項を徹底してください。よろしく申し上げます。

- * 必ず保護者証を見えるように身につけてください。
- * スリッパ等の上履きをお持ちください。学校のスリッパは使用できません。
- * 下駄箱の上には靴を置かないでください。
- * 靴やブーツ等はお自分のお子さんの下駄箱に入れるか、お手持ちの袋に入れて持ち歩いてください。
- * 車・バイク・自転車での来校はしないでください。

なにとぞ皆さまのご理解とご協力をお願いします。





P T A 会費について

P T A 会費は年額 3, 0 0 0 円です。

給食費や教材費と同じく、ゆうちょ銀行の口座より5月に引き落としとなりますので、ご準備をお願いいたします。在籍のお子さんが3人以上の場合、3人目よりP T A 会費は免除となります。



P T A 総合補償保険について

総合補償保険には全員一括で加入しています。お子さんはもちろん、保護者の方も校内のP T A 行事でケガなどをした場合には保険がありますので、ご連絡ください。

PTA集会



PTA総会

年2回 全会員出席

4月総会

前年度決算の承認

新年度計画と予算の審議

3月総会

会計監査委員の選出

顧問・参与の承認

新役員の承認

実行委員会

年3回 役員

各正副委員長

学代全員出席

7月・12月・3月

主に各委員会ごとの活動内容の報告と予定などを話します。

常任委員会

各委員会ごと必要に応じ開きます。

- * 学級代表委員会
- * 校外指導委員会
- * 成人委員会
- * 広報委員会

役員会

月1回程度 校長先生

役員出席

学校行事や地域行事等について話し合います。

臨時委員会

役員会で必要と判断されたとき、必要に応じてメンバーを構成します。

年間行事予定

	P T A	学 校
4	入学式お手伝い ^学 第1回常任委員会 4月総会	始業式・入学式 保護者会
5	歓送迎会 広報研修会 わんぱく相撲お手伝い ^地 荒教研教育講演会 運動会お手伝い ^学	離任式 運動会
6	開校記念祝菓子配布	開校記念日
7	社明の広報活動 ^地 第1回実行委員会 『汐入だより』発行 鉄人レースのお手伝い ^地	保護者会 終業式 個人面談
8	夏休みパトロール 汐入まつりお手伝い ^地	夏季休業
9	わくわくまちあるきお手伝い ^地 P T A 講演会	始業式
1 0	連合運動会のお手伝い ^学 なかよしまつりのお手伝い ^地	学校公開週間 連合運動会

^学・・・学校行事

^地・・・地域行事

	P T A	学 校
1 1	文化会お手伝い ^学 汐入文化祭出展	文化会（展覧会・音楽会・学芸会）
1 2	第 2 回実行委員会 社明パレード参加 ^地 保健講演会 『汐入だより』発行	保護者会 持久走記録会 汐入まつり 終業式
1	たこあげ大会お手伝い ^地 もちつき会	始業式 席書会 書初め展 もちつき会
2	会計監査	6年生を送る会
3	第 3 回実行委員会 3月総会 『汐入だより』発行	保護者会 感謝の会 卒業式・修了式

【年間活動】

- ・ 地区別研修会
- ・ 給食試食会（成人）
- ・ 講演会（成人）
- ・ 手芸講習会（学代）

各学年ごとのPTA活動



PTA会員となられた保護者の方々には、各学年ごとに決められたPTA活動に参加していただいております。

子どもたちの生活の安全、向上するように考えられた活動ですので、ご協力をお願いします。

1年生 校庭利用当番

土曜日の午前と日曜・祝日の午後に、校庭を遊び場として開放しています。4～5名ずつ当番制で見守りをお願いしています。

5月中旬に成人委員より当番表を配布します。

2・3年生 しおり学級 あいさつ運動

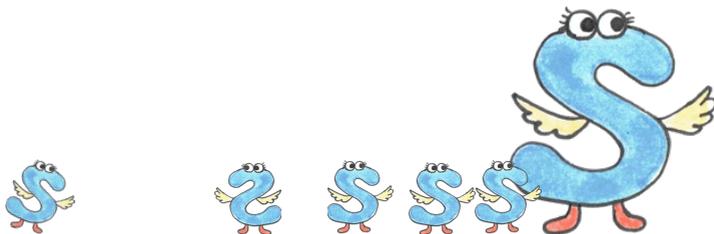
毎朝、通学路で子どもたちの登校を見守り、あいさつをしています。4月始業式より2年生から当番を開始します。月ごとに来月分当番表をPTAより配布します。4月分は前年度の3月中旬に配布します。

4年生 授業公開日の受付

4月からの土曜授業公開日と10月の学校公開週間に、玄関で保護者の受付をお願いしています。当番表は、前年度の3月中にPTAより配布します。

5・6年生 夏休みパトロール

夏休み期間中の夜間パトロールをしています。汐入東小・三中・父親の会・町会防犯部・荒川警察署の共同で行っています。夏休み前に校外指導委員より巡回パトロール当番表を配布します。





役員 の 紹 介

P T A 全 体 の 仕 事 を ま と め 、 活 動 し や す く す る た め に 自 主 的 に 動 く の が 役 員 で す 。

役 員 全 員 で 、 随 時 P T A 活 動 に つ い て 協 議 し 、 学 校 行 事 や 地 域 行 事 の お 手 伝 い な ど を し て い ま す 。

毎 年 1 0 月 ご ろ 、 指 名 委 員 会 よ り 公 募 の お 知 ら せ を 出 し ま す 。



会長

会を代表し、近隣の学校や地域の行事に出席しています。

副会長

会長を補佐する役割です。

書記

P T Aに関する資料とお知らせを作っています。

会計

会員から集金した会費を集計、管理しています。

会計監査委員

年度末にP T A会費の帳簿と請求書のチェックをしています。必要に応じて、学校行事のお手伝いを役員と一緒にやります。



常任委員の紹介

P T A活動をスムーズに行うために、4つの委員会に分かれて活動しています。

各クラス、一委員会につき一人ずつ計4名、クラスの保護者会にて決めます。

クラス替えなしの学年・・・年度末の保護者会

クラス替えありの学年・・・新学期の保護者会

学級代表委員

- ・学級の連絡係
- ・講習会の開催
- ・実行委員会に出席
- ・指名委員会活動

校外指導委員

- ・夏休みパトロールの実施
- ・もちつき会の開催
- ・三中地区生活指導連絡協議会に出席

成人委員

- ・給食試食会の開催
- ・講演会の開催
- ・校庭利用の実施

広報委員

- ・区内合同の広報研修会に出席
- ・『汐入だより』の制作・発行

共通の活動

- ・P T A 総会への出席
- ・P T A 歓送迎会に出席
- ・学校・P T A・地域の行事の手伝い

卒業対策係（6年生のみ・各クラス3名）

- ・『感謝の会』の開催
- ・卒業記念品の選定・発注

汐入父親の会の紹介



汐入小・汐入東小両校のPTA公認団体で、両校に在籍するお父さま方で構成されています。

両校の行事や地域のイベントに参加し、活躍しています。







荒川区立汐入小学校 PTA

